

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○一般競争入札の実施.....	(税務課)	1
○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室)	2
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	2
○平成16年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等 (出納局総務課)		3

支庁告示

○一般競争入札の実施.....		8
-----------------	--	---

道企業告示

○平成16年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等.....		9
---------------------------------------	--	---

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		10
------------------------	--	----

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....		10
○一般競争入札の実施.....		11

道公安委員会告示

○運転免許取得者教育の認定に関する代表者等の変更の届出.....		12
○指定講習機関に関する規則による代表者等の変更の届出.....		13

告 示

北海道告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

石油採取器（ポリ製 1,000cc）410個 ほか35点

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成16年3月25日

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部税務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階9号会議室

(2) 入札日時 平成16年2月5日（木）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成16年1月28日（水）

提出場所 3に同じ。

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道総務部税務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 462
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 2 号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年 1 月 6 日

興行の 興 行 の 題 名			制作会社又は 配 給 会 社		指定の 指 定 の 理 由	
種 別			指定の 指 定 の 理 由		種 別	
映 画	未亡人教授	白い肌の淫らな夜	新 東 宝 映 画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため	種 別
	同	後家・後妻 生しゃぶ名器めぐり	オーピー映画			
	同	援助交際撲滅運動 地獄変	キングレコード			
	同	大阪の工口奥さん 昼間からよばい	新 日 本 映 像			

北海道告示第 3 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年 1 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字炭山36の 1 （次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字炭山36の 1 （次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 4 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年 1 月 6 日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 用水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町字九重715の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会並びに平成15年度及び平成16年度における競争入札に参加する者に必要な資格（平成15年北海道告示第17号の規定に基づく資格）を有する者を除く。）に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調 達 を す る 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 種 類
-----------	-----------	-----------------------------------

一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）

電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	1億3,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上
B	9,000万円 未満 6,000万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	1億3,000万円 未満 5,500万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 4,000万円 以上	7,000万円 未満 4,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上
C	6,000万円 未満 2,000万円 以上			5,500万円 未満 2,500万円 以上	700万円 未満	800万円 未満	4,000万円 未満 2,000万円 以上	4,500万円 未満	3,500万円 未満
D	2,000万円 未満			2,500万円 未満			2,000万円 未満		

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 平成16年1月1日（随時の申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	ほ装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成16年4月1日前である場合は、平成16年4月1日）の1年7箇月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成6年建設省告示第1461号に定める項目

(イ) 主観的審査事項

工事施行成績及び表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める知事感謝状による表彰をいう。）

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 製造のために必要な機械器具設備を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号）の登録を受けていること。

イ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(10) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上これらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(13) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成16年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成15年1月1日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

第1回 平成16年1月15日（木）から23日（金）まで

第2回 平成16年2月5日（木）から13日（金）まで

イ 随時の申請をする者

平成16年5月6日（木）から12月28日（火）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、平成16年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先		
	定期申請の場合		随時申請の場合
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	
一般土木工事	建設部建設管理室 建設情報課		建設部建設管理室 建設情報課
舗装工事			
鋼橋上部工事			
建築工事			
電気工事			
管工事			
塗装工事			
道路標識設置工事			
機械器具設置工事			
造園工事			
土木施設物の設計			

建築物の設計		主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課	
地質調査			
技術資料作成			
測量			
道路清掃			
農業土木工事			農政部事業調整課
水産土木工事			水産林務部総務課
森林土木工事			
造林	出納局物品管理課		出納局物品管理課
印刷物の製造			
印章の製造			
物品の購入			
物品の賃貸借	総務部管財課		総務部管財課
ボイラー等運転操作			
庁舎等清掃	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備			
庁舎等消防設備保守点検			
情報システムの開発	総合企画部IT推進室情報基盤課	総合企画部IT推進室情報基盤課	総合企画部IT推進室情報基盤課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境室道有林課	森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	水産林務部森林環境室道有林課
林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場

- (注) 1 「随時申請」とは1の(1)のアに定める時期以外の時期に行う申請をいい、「定期申請」とは1の(1)のアに定める時期に行う申請をいう。
- 2 申請書類（印刷物の製造、印章の製造、物品の購入、物品の賃貸借又はボイラー等運転操作に係るものを除く。）の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法

第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。 3 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を出納局物品管理課に提出しなければならない。 4 バイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。 5 庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。 6 随時申請において、建設部建設管理室建設情報課、農政部事業調整課及び水産林務部総務課に申請書類を提出する資格審査の申請（船舶の建造又は修理に係るものを除く。）のうち、複数の提出先に資格審査の申請を同時にしようとする者は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。	続した者 (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体 (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの 2 再申請の方法 再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成17年3月31日までとする。 2 有効期間の更新手続 1の有効期間を更新しようとする者は、平成17年1月に平成17年度及び平成18年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。 第5 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 第6 資格審査の再申請 1 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承	支 庁 告 示 北海道網走支庁告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年1月6日 北海道網走支庁長 毛利明雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 減圧弁付ストレーナー 47個 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成16年3月5日 (4) 納 入 場 所 北海道網走支庁長の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定するの物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 北海道網走支庁総務

部会計課) (2) 入札日時 平成16年1月19日 午前11時(送付による場合は、平成16年1月16日までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札、及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道網走支庁総務部会計課	イ 所在地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0142 - 44 - 7171 内線 2225 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
道 企 業 局 告 示	
北海道企業局告示第1号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年1月6日 北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一 第1 資格の種類及び調達をする物品等及び特定役務の種類 平成16年度において北海道(企業局)が締結しようとする契約のうち平成16年北海道告示第5号(以下「北海道告示第5号」という。)第1の1の表に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者(法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会並びに平成15年度及び平成16年度における競争入札に参加するものに必要な資格(平成15年北海道企業局告示第1号の規定に基づく資格)を有する者を除く。)に必要な資格(第4の2により準用することとした、北海道告示第5号第4の2を除き、以下「資格」という。)は、北海道告示第5号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第5号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第5号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、契約の金額(工事予定価格)に応じ、北海道告示第5号第1の2の表に定められている等級に区分する。 第2 資格要件 1 共通的資格要件 北海道告示第5号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第5号第2の2に定められているとおりとする。	

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第5号第2の3に定められているとおりとする。
- 第3 資格審査の申請の時期及び方法
1 申請の時期
北海道告示第5号第3の1に定められている時期にしなければならない。
2 申請の方法
北海道告示第5号第3の2に定められているとおりとし、これの申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。
3 前記2にかかわらず、道（企業局）が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行うものとする。
- 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
1 資格の有効期間
北海道告示第5号第4の1に定められているとおりとする。
2 有効期間の更新手続
北海道告示第5号第4の2に定められているとおりとする。
- 第5 資格の喪失
北海道告示第5号第5に定められているとおりとする。
- 第6 資格審査の再申請
1 再申請の事由
北海道告示第5号第6の1に定められているとおりとする。
2 再申請の方法
北海道告示第5号第6の2に定められているとおりとする。
ただし、道（企業局）が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行うものとする。
- 第7 資格審査の結果
知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3及び第6の2ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知するものとする。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第1号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年1月6日

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
札幌医科大学情報ネットワークシステム基幹システム機器の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成15年12月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
(2) 住 所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 4 落札金額
3,601,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公示
平成15年札幌医科大学告示第73号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 札幌医科大学事務局企画課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

道釧路土木現業所告示

- 北海道釧路土木現業所告示第1号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成16年1月6日
北海道釧路土木現業所長 長 栄 作
- 1 資格及び委託業務の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成16年1月6日に一般競争入札の公告を行う保存文書マイクロフィルム撮影業務委託契約
(2) 資 格 保存文書マイクロフィルム撮影業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 業 務 の 種 類 保存文書マイクロフィルム撮影業務
- 2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者ではないこと。
- (5) 業務に必要な機械設備を有している（リースを含む。）こと。
- (6) 社団法人日本画像情報マネジメント協会の1級又は2級文書情報管理士（旧マイクロ写真士）の有資格者を専任配置できること。
- (7) 過去2年間に於いて国又は地方公共団体とマイクロフィルム撮影業務を行った実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年1月6日から16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時まで）
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

- ア 提出先の名称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
イ 提出先の所在地 釧路市双葉町6番10号

4 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道釧路土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月6日

北海道釧路土木現業所長 長 栄 作

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
保存文書マイクロフィルム撮影業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成16年3月22日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道釧路土木現業所告示第1号に規定する保存文書マイクロフィルム撮影業務委託に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所3階会議室
- (2) 入札日時 平成16年1月23日（金）午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないもののした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札並びにこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 釧路市双葉町6番10号
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第3号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。

平成16年1月6日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	運転免許取得者教育を行う者		財団法人砂川自動車学園
	変 更 し た 事 項		代表者の氏名
		変更前の代表者の氏名	山 本 敬一郎
		変更後の代表者の氏名	上 杉 一 正
変 更 年 月 日			平成15年2月1日
2	運転免許取得者教育を行う者		財団法人砂川自動車学園
	変 更 し た 事 項		名称
		変更前の名称	財団法人砂川自動車学園
		変更後の名称	株式会社砂川自動車学校
変 更 年 月 日			平成15年10月1日
3	運転免許取得者教育を行う者		株式会社沼の端自動車学校
	変 更 し た 事 項		名称及び代表者の氏名
	①	変更前の名称	株式会社沼の端自動車学校
		変更後の名称	株式会社苫小牧ドライビングスクール
	②	変更前の代表者の氏名	岩 崎 正 行
		変更後の代表者の氏名	石 田 浩 晃
変 更 年 月 日			平成15年6月2日
4	運転免許取得者教育を行う者		株式会社藻南自動車学校
	変 更 し た 事 項		代表者の氏名
		変更前の代表者の氏名	富 所 正
		変更後の代表者の氏名	佐 藤 勝 美
変 更 年 月 日			平成15年8月11日
	運転免許取得者教育を行う者		株式会社広島自動車学園
	変 更 し た 事 項		名称、代表者の氏名及び施設の名称

5	①	変 更 前 の 名 称	株式会社広島自動車学園
		変 更 後 の 名 称	株式会社東江別自動車センター
	②	変更前の代表者の氏名	田 中 眞
		変更後の代表者の氏名	乾 禧 實
	③	変 更 前 の 施 設 の 名 称	広島自動車学園
		変 更 後 の 施 設 の 名 称	北広島自動車学校
変 更 年 月 日			平成15年9月9日

廃 止 年 月 日	平成15年6月30日
-----------	------------

北海道公安委員会告示第4号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定による届出があり、及び同規則第14条第1項の許可をしたので、同規則第4条第2項及び第14条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成16年1月6日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1 指定講習機関の名称の変更

指 定 講 習 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
広 島 自 動 車 学 園	北 広 島 自 動 車 学 校	平成15年9月9日

2 指定講習機関の代表者の氏名の変更

指定講習機関の名称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
砂 川 自 動 車 学 校	山 本 敬一郎	上 杉 一 正	平成15年2月1日
藻 南 自 動 車 学 校	富 所 正	佐 藤 勝 美	平成15年8月11日
北 広 島 自 動 車 学 校	田 中 眞	乾 禧 實	平成15年9月9日

3 特定講習の廃止

特 定 講 習 機 関	名 称	社団法人北日本自動車学園
	住 所	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
	代 表 者	高 田 迪 允
特定講習の種別		普通免許に係る初心運転者講習

